

遺伝子組換え表示に関する消費者ニーズの検証と事業者ヒアリングについて

平成 29 年 7 月 19 日

一般財団法人 食品産業センター

武石 徹

遺伝子組換え表示制度に関する検討会第 3 回の開催にあたり、遺伝子組換え表示に関する消費者ニーズの検証と事業者ヒアリングについて、以下の通り意見を提出します。

1 消費者ニーズの検証について

(1) 前回、消費者団体等 4 名の方からプレゼン、議論が行われましたが、一元化検討会で整理されている義務化の前提となる消費者ニーズについて、どう捉えるべきかといった点について、議論が尽くされたとは言えないので、その点はきちんと検証すべきであると考えます。消費者基本法に定める、消費者の知る権利、選択の権利のみで表示の義務化の必要性を判断すべきではないと考えます。客観的なデータに基づく議論、検証が必要です。

この点については、9 月以降の論点整理の際にさらに議論を深めるべき基本的な事項であると考えます。

(2) 併せて、前回の意見書でも問題提起しました消費者の不安を解消するための取組みについても、行政によるリスクコミュニケーションの評価も含め、具体的に検討して頂くよう要請します。

2 食品事業者からのヒアリングについて

(1) 本日の第 3 回、次回の第 4 回と食品製造業者、流通事業者、商社からのヒアリングが行われる予定と聞いております。しかしながら、大豆であれば、ヒアリング予定の植物油や醤油、豆腐以外にも大豆を主原料とする食品製造業者は多く、例えば、味噌、納豆などの小規模、中小事業者の状況についても、GM原材料の取扱状況等や表示制度についてヒアリングする必要があると考えます。

(2) 昨年、食品産業センターは I P ハンドリングの実態調査を行い、大豆、トウモロコシについて米国、カナダの生産農家からカントリーエレベーター等を経由して日本の港湾サイロまでの管理状況について確認しました。

(3) 大手食品メーカーが商社を経由して原料調達する海外ルートについての確認は出来たと思いますが、港湾サイロ以降の流通経路についてもさらに、確認が必要だと考えますので、その点からもより多くの業種からのヒアリングが必要だと考えます。